

# あいち消費者被害防止ネットワーク (通称:ACネット)のご紹介

- 平成17年12月5日, 将来, 消費者団体訴権を行使しうる団体を目指して結成。
- 平成19年10月12日, 愛知県より, 特定非営利活動法人(NPO)法人として認証。
- 平成22年4月14日, 内閣総理大臣より, 適格消費者団体として認定。
- 現在, 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の特定適格消費者団体を目指して活動中。

# ACネットの組織概要

## 理事会

毎月1回開催する意思決定機関。  
学識者，弁護士，相談員，一般市民等により構成。

## 検討委員会

差止請求関係業務を検討する部門。  
毎月1回開催。  
学識者，弁護士，相談員により構成。

## 事務局

事務局長ほか数名で事務局体制を構成



# ACネットの最近の活動

## (1) 差止請求関係業務

- 差止請求訴訟

学校法人モード学園(名古屋医専)の学費不返還条項が消費者契約法9条1号により無効になるとして平成23年10月4日に提訴。

- 申入れ

賃貸業者, 冠婚葬祭事業者, 電子マネー発行会社, 歯科クリニックなどに申入れ。

## (2) そのほかの活動

景表法に関する学習会の開催, 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度についての意見書の公表など。

(弁護士 小田典靖)